



## 大気汚染防止法の石綿規制について

埼玉県マスコット  
「さいたまもち」

### 全ての解体等工事(H18.9.1以降の新築建築物等を除く)

○解体等工事の事前調査及び発注者への説明が必要です！

解体等工事の受注者は、吹付け石綿、石綿含有断熱材等(レベルⅠ,Ⅱ)の有無について事前に調査し、発注者へ調査結果を書面で説明してください。  
その結果等を解体等工事の場所へ掲示してください。

#### 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当該現場では石綿を使用しておりません。

調査方法 (調査年月日)	作業 開始	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
平成 年 月 日(表示日)		
施工業者名:		
現場責任者氏名:		

### 吹付け石綿、石綿含有断熱材等(レベルⅠ,Ⅱ)が使用されている建築物の解体、改造、補修作業

○届出義務者が施工業者から発注者へ

特定粉じん排出等作業(※)を実施する際の届出義務者は、工事施工者から工事発注者又は自主施工者になりました。  
(※)吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業



○作業基準の強化

- ①除去作業前の集じん・排気装置の稼働の確認
- ②作業場、前室が負圧に保たれていることの確認
- ③測定機器(※)を用いた排気口でのモニタリング

異常があったら  
作業の中止、装置の補修等

(※)パーティクルカウンタ、デジタル粉じん計等、現場で迅速に測定できる機器



### 適切な石綿除去作業実施のために...

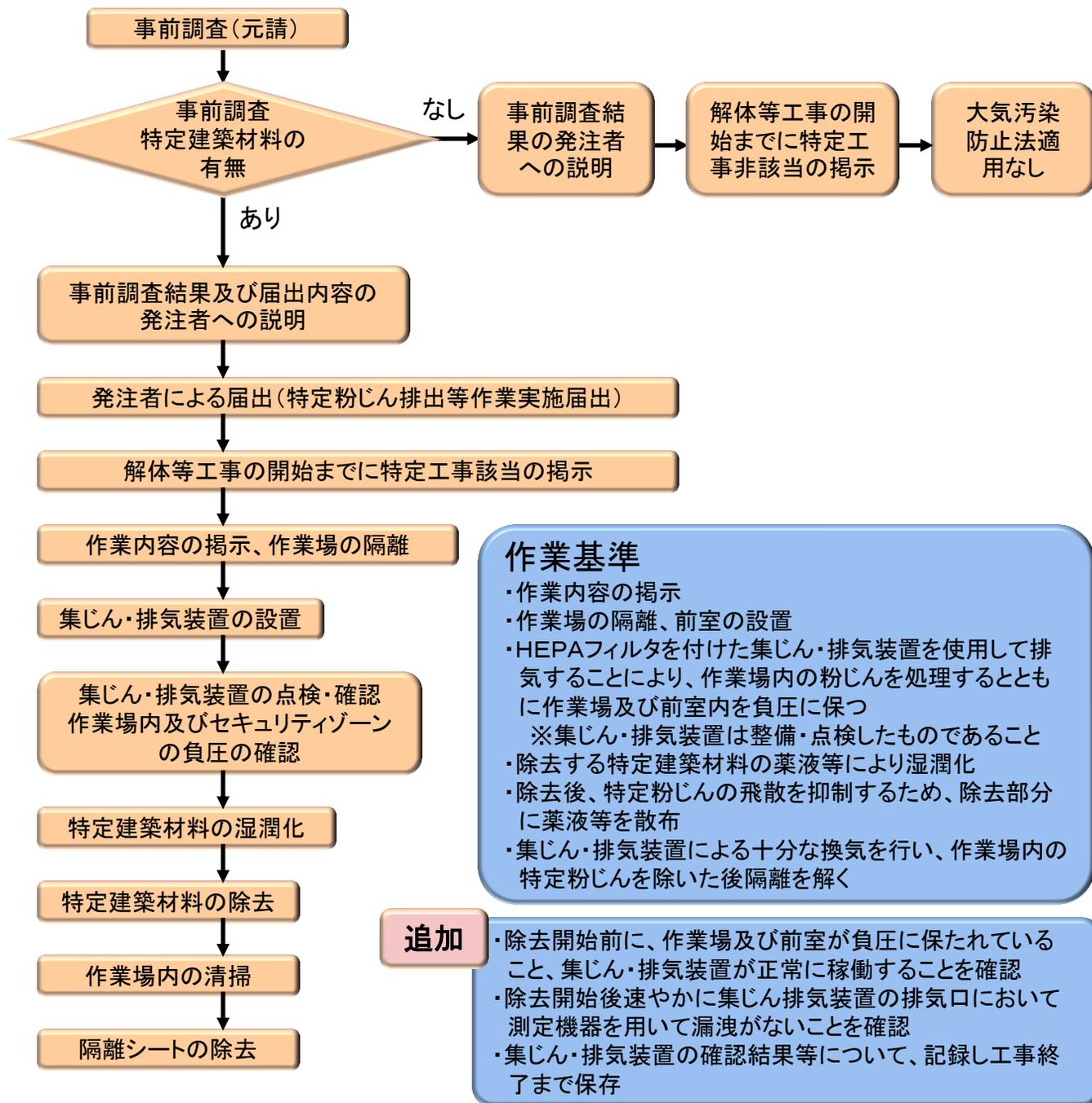
#### 施工者の皆様へ

- ・余裕をもった作業計画を立ててください。
- ・石綿除去作業後に作業場内をくまなく確認し、取残しがあった場合は、飛散させないように除去を行ってください。

#### 発注者の皆様へ

- ・施行方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮してください。  
(大気汚染防止法第18条の20)
- ・適切な作業を実施できる施工者に適正な価格で発注してください。
- ・石綿除去作業開始の14日前までに届出が必要です。

# ○ 吹付け石綿、石綿含有断熱材等を掻き落とし等により除去する場合のフロー



## 【お問い合わせ先】

### (1) 県機関

担当課所名	電話
大気環境課 規制担当	048-830-3058
中央環境管理事務所 大気水質担当	048-822-5199
西部環境管理事務所 大気水質担当	049-244-1250
東松山環境管理事務所 大気水質担当	0493-23-4050
秩父環境管理事務所 生活環境担当	0494-23-1511
北部環境管理事務所 大気水質担当	048-523-2800
越谷環境管理事務所 大気水質担当	048-966-2311
東部環境管理事務所 大気水質担当	0480-34-4011

### (2) 市

市及び担当課所	電話
さいたま市 環境対策課	048-829-1330
川越市 環境対策課	049-224-8811(代表)
川口市 環境保全課	048-228-5389
所沢市 環境対策課	04-2998-9230
越谷市 環境政策課	048-963-9186
春日部市 環境政策推進課	048-736-1111(代表)
熊谷市 環境政策課	048-536-1521(代表)
上尾市 生活環境課	048-775-6940
草加市 環境課	048-922-1520
久喜市 環境課 環境保全係	0480-22-1111(代表)

